

2019年度実施
2020年度採用

明石市職員採用試験案内

【臨時用務員(幼稚園)】
【臨時用務員(保育所)】
【臨時用務員(こども園)】

併願可能です。併願の場合は申込書に
希望順位を記入してください。

試験日	2020年2月1日(土)または2日(日)
試験会場	明石市役所
受付期間	2020年1月7日(火)～1月24日(金) (土・日・祝日を除く)

1 募集内容

職 種	採用予定 人数	職務内容	受験資格（以下のいずれにも 該当する人）
【臨時】 用務員 (幼稚園)	6名 程度	幼稚園管理業務 (清掃・樹木草花の手入れ・施設 の簡単な修理及び手入れ・来客に 対する湯茶などの応対・市役所と 園との相互定期連絡業務・印刷業 務・給食補助など)	・1955年(昭和30年)4月2日 以後に生まれた方
【臨時】 用務員 (保育所)	1名 程度	保育所管理業務 (清掃・樹木草花の手入れ・施設 の簡単な修理及び手入れ・来客 に対する湯茶などの応対・市役 所と園との相互定期連絡業務・ 印刷業務など)	・1955年(昭和30年)4月2日 以後に生まれた方
【臨時】 用務員 (こども園)	1名 程度	こども園管理業務 (清掃・樹木草花の手入れ・施設 の簡単な修理及び手入れ・来客に 対する湯茶などの応対・市役所と 園との相互定期連絡業務・印刷業 務など)	・1955年(昭和30年)4月2日 以後に生まれた方

※ 受験資格については、下記について十分ご確認ください。

- ・外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

2 任用期間

地方公務員法の一部改正により、「会計年度任用職員」として採用し、2020年4月1日から2023年3月31日まで（最長3年間）の任用期間とします。

ただし、1年ごとの勤務成績によって任用を更新します（再度の任用）。

また、任期最終年に再度試験を受験し、合格した場合、引き続き勤務することが可能です。

なお、任期中に65歳に達する者にあつては、65歳となる年度末までを任用期間とします。

採用後1月間は、地方公務員法第22条の規定に基づき条件付採用とし、その間職務を良好な成績で遂行した時に、正式採用とします。なお、再度の任用の都度、同様の取り扱いとなります。

3 試験合格から採用まで

合格基準を満たした者を、採用候補者名簿（2021年3月31日まで）に成績上位順に登載し、上位の者から順次、採用します。

4月1日付の採用予定者は、3月4日（水）に健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

年度途中に欠員が生じた場合（職員の退職等）には、4月1日以降、採用候補者名簿の成績上位者から順次、健康診断を行い、勤務に支障がないと認めるときは、採用します。

ただし、採用候補者名簿に登載されても、採用されない場合があります。

4 試験内容等

試験日	内容	場所
2月1日(土)	適性検査[言語、計算、読図、読解等]	明石市役所
2月1日(土) または 2月2日(日)	個別面接	

5 試験結果発表

発表時期	発表方法
2月下旬	受験者全員に文書で通知します。また、合格者の受験番号を明石市のホームページに掲載します。

6 勤務条件、給与等

◆給与

【臨時用務員(幼稚園)・(保育所)・(こども園)】

基本給：月額 161,300円(年収約246万円)

※上記の月額及び年収は2019年12月1日現在のものであり、給与改定等を受けて変更されることがあります。

また、年収は、年2回の賞与が満額割支給された場合の金額です。採用初年度は、在職期間が短いため、年2回の賞与とも支給割合が下がりますので、年収は約222万円となります。

※上記の他、時間外・休日勤務手当、通勤手当等を支給します。

※会計年度任用職員制度導入に伴い、新たに退職手当が支給されます。フルタイムの会計年度任用職員として継続して6月を超えて勤務すると支給されます。

※1年ごとの任期更新時に昇給します(上限あり)。

◆勤務時間・休暇

【臨時用務員(幼稚園)・臨時用務員(保育所)】

勤務時間	週38時間45分(1日7時間45分×5日) 【幼稚園】 8時00分～16時30分(休憩45分) 【保育所】 8時30分～17時15分(休憩60分) 【こども園】 8時30分～17時15分(休憩60分)
週休日等	休日、土曜日及び日曜日
休暇	年次有給休暇20日(1年目)、夏季休暇(6日)等
福利厚生	健康診断(年1回)、職員互助会(任意加入)

◆健康保険等

全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。(任用2年目からは共済組合に加入します。)

また、退職手当の支給対象となるまで雇用保険に加入します。

7 申込手続

申込書類	<p>(1)明石市職員（臨時用務員）採用試験申込書①、②（本市所定の様式）</p> <p>(2)受験票・結果通知送付用宛名ラベル（本市所定の様式）</p> <p>(3)※やむを得ず郵送により申込み場合のみ 返信用封筒（長3サイズ（12cm×23.5cm））に返信先住所・宛名を明記し、84円切手を1枚貼り付けてください</p>
------	---

※ 外国籍の人は、上記のほかに特別永住者証明書もしくは在留カードの提示、または在留資格が記載されている住民票の写しを提出してください。

※ 身体障害者手帳の交付を受けている人は、受付時に手帳を提示してください。

申込受付	方法	<p>上記申込書類を直接持参してください。</p> <p>ただし、遠方に居住しているなどやむを得ず受付期間内に直接持参できない場合に限り、郵送可とします。</p>
	場所	明石市役所 子ども局子ども育成室（市議会棟1階北側） 運営担当
	期間	<p>受付期間 2020年1月7日(火)から1月24日(金)まで 受付時間 午前8時55分から午後5時40分まで</p> <p>※ ただし、郵送の場合は2020年1月24日(金)必着のこと。 1月25日(土)以降に到着したものについては、いかなる理由があっても受付できませんので、余裕を持って発送を行うようにしてください。 また、郵送により申込みされる場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>※ 受付最終日は非常に混雑しますので、できるだけ早めに申込みをしてください。</p> <p>※ 郵送による申込みの場合は、受付後、受験票等を送付します。 試験日の3日前までに受験票等が到着しない場合は、下記まで連絡してください。</p>

（申込み・問合せ先・郵送先）



〒 673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市子ども局子ども育成室（運営担当） 電話 078-918-5149